

雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、国民の皆様にご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

その不適切な取扱いの影響により、2004年7月以降に支給された労災保険、2004年8月以降に支給された雇用保険、船員保険の給付などに追加でお支払いの発生する可能性があり、現在、厚生労働省では、対象となる方に対しお支払いする金額を計算するプログラム作成などを行い、順次お支払いをするべく、準備を進めているところです。

追加してお支払いが必要となる方へは、今後準備が整い次第、郵便物により「お知らせ」を順次送付する予定ですので、今しばらくお待ちください。

尚、ご不明な点は下記専用ダイヤルまでお問い合わせください。

また、氏名や住所が変更等されておられる場合は、裏面を参照の上、登録フォームにご登録を是非お願いいたします。

こんな
疑問に
お答え
します

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

「追加給付問合せ専用ダイヤル」

★雇用保険 0120-952-807

(※事業主向け助成金の問い合わせを含む。)

★労災保険 0120-952-824

★船員保険 0120-843-547

0120-830-008

※どの保険に係る問い合わせか御不明の場合、いずれの専用ダイヤルでもお問い合わせいただけます。

受付時間：平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15



このよ
うな方は
お知らせ
下さい

- ◆ 2010年10月4日以前に氏名変更された方
- ◆ 住民票記載の住所と異なる場所に一時的に滞在されている方
- ◆ 海外転出届を市町村に提出していることにより住民票が除票されている方
- ◆ ご家族が雇用保険等を受給中または受給終了後に亡くなられた場合のご遺族

「追加給付に係る住所情報等登録フォーム」

**上記に当てはまる方にはお知らせがお手元に届かない可能性があります。
円滑なお支払いのため、登録フォームから必要事項のご登録にご協力ください。**

URL : www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html

厚生労働省 登録フォーム

検索



本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署から直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合はご注意ください。

また、お知らせ送付の開始は、予め報道機関やホームページ等を通じ広報いたしますので、それまで「お知らせ」をかたる郵便物にもご注意ください。